

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

| 議案番号 | 路 線 名 | 起 点 | | 重要な 経過地 |
|----------|-----------------|---------------------|----|------------|
| | | 終 点 | | |
| 議第 8 1 号 | 植木舞尾 第 1 号線 | 北区植木町植木 7 6 番 1 | 地先 | |
| | | 北区植木町舞尾 6 0 0 番 1 1 | 地先 | |
| 議第 8 2 号 | 滴水植木 第 1 号線 | 北区植木町滴水 4 8 番 2 | 地先 | |
| | | 北区植木町植木 4 8 番 1 | 地先 | |
| 議第 8 3 号 | 舞尾植木 第 1 号線 | 北区植木町舞尾 6 1 2 番 1 | 地先 | |
| | | 北区植木町植木 1 0 7 番 1 | 地先 | |
| 議第 8 4 号 | 舞尾滴水 第 2 号線 | 北区植木町舞尾 6 3 6 番 2 | 地先 | |
| | | 北区植木町滴水 1 4 番 2 | 地先 | |
| 議第 8 5 号 | 元三町 第 3 9 号線 | 元三町 1 3 7 番 1 | 地先 | |
| | | 元三町 1 2 1 4 番 1 | 地先 | |

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 管理引継
- (2) 学校敷地への用途変更